

しかるに最近世上において、かつての特高警察的取締の復活を憂慮する声がたかりつつありますが、それは過日東京大学に起つた事件に関連して参議院で明らかにされた事実等に従つても、事実無限とは考えられません。警察官において、いやしくも日本国憲法の精神を無視し、警察権行使の正当な範囲を逸脱して、学問及び思想の自由を復しあるいは脅かすことのないよう、充分に御配慮下さることを希望します。

2-3-3

庶発第195号 昭和27年5月8日

各協会あて

日本学術会議会長

学術用語の制定及びその平易化について（申入）

標記のことについて、本会議は、4月24日その第12回総会の議を経て、下記のとおり希望いたします。

記

日本における科学の進歩と普及をはかるために、各学、協会においては学術用語分科審議会の事業に協力し、すみやかに学術用語の制定をはかられたく、かつ、その際、用語はできるかぎり平易なものとするよう特に留意されたい。

2-3-4

庶発第304号 昭和27年6月18日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

P, B, レポートについて（要望）

第2次世界大戦に際し、ドイツ、日本等を占領した連合国は、被占領国の工業技術を詳細に調査しましたが、米、英両国は、その調査報告、調査資料を、Reports of the Publication Board

(P, B, レポート)として公刊しました。このP, B, レポートは、その価値は極めて大きく、立遅れたわが国の科学技術を振興するために極めて貴重な資料であります。また、国際情勢から近い将来、その重要部分の国外搬出が禁止される恐れもあるものと思われます。

本会議は、政府に対し、これを適当な政府機関(例えば国立国会図書館)で速かに一括購入し、広く一般に公開する措置を講ぜられるよう要望しましたが、貴国会においても、このことの実現についてよろしくお取計らい下さるよう希望します。